

京都市消防局訓令乙第2号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局監察規程の一部を次のように改正する。

令和2年8月31日

京都市消防局長 山内 博貴

第2条第1項中「に監察員」の右に「及び副監察員」を加える。

第2条第2項中「, 監察員」の右に「, 副監察員」を加える。

第2条第2項第3号中「及び」を「又は」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 副監察員 署及び分署の警防統括課長

第3条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 副監察員は、監察員（局の所属長を除く。）を補佐する。

第5条第1項中「第5項」を「第6項」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)